

○大野市健全な水循環事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第185号

(趣旨)

第1条 この要綱は、健全な水循環を通じた地域活性化を推進するため、団体又は個人が行う大野市の重要な地域資源である「水」を活用した自発的な取組に対し交付する補助金について、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体又は個人（以下「団体等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市内に在住又は市内の事業所に勤務する者
- (2) 市内に在住又は市内の事業所に勤務する者で組織する団体
- (3) その他市長が認定した団体等

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体等は補助金の交付の対象と認めない。

- (1) 大野市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員を構成員に含む団体
- (2) 公序良俗に反すると認められる団体等
- (3) 市税及び市が賦課している手数料等（以下「市税等」という。）を完納していない団体等又は完納していない者が代表を務める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 大野市の地域資源である水、水環境、水循環及び水文化（以下「水資源等」という。）を市内又は市外に発信する事業
- (2) 水資源等に関する調査研究事業
- (3) 水資源等の保全活動及び啓発活動に関する事業
- (4) 水資源等に関する講座や体験活動などの学習機会を提供する、又は健全な水循環に関して理解の深い人材を育成する事業
- (5) 名水とそのイメージを活用した独自の水ブランドを磨き上げ、地域製品のブランド力を向上させる事業

(6) その他健全な水循環の推進のために必要と認められる事業

2 前項で定める事業であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業の対象としない。

(1) 大野市が行う他の補助金の交付を受ける事業又は受ける見込みである事業

(2) 特定の団体等の営利又は宣伝と認められる事業

(3) 宗教的又は政治的な活動又は宣伝と認められる事業

(4) 他の団体又は個人への資金として補助する事業

(5) 適切な完了が見込めない事業

(6) その他市長が適当と認められない事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業が、他の補助の対象となっている場合又は事業による収入がある場合は、その補助金又は収入の額を差し引いた経費を補助対象経費とする。

2 前項に規定する経費が、補助対象事業と関連がないと認められる場合は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1の申請につき、100,000円を限度として予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付限度)

第6条 同一団体等への補助金の交付は、1の年度内において1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする団体等は、大野市健全な水循環事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（規則様式第2号）

(2) 収支予算書（規則様式第3号）

(3) 団体の場合は、団体名簿及び活動内容の分かる書類

(4) 市税等の滞納がないことを証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則に定められた補助金等交付決定通知書（規則様式第 4 号）を交付するものとする。

（事業内容の変更）

第 9 条 補助対象者が、第 7 条の規定による申請の事項を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ大野市健全な水循環事業補助金変更交付申請書（様式第 2 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（様式第 3 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助対象者は、事業が完了したときは、規則で定める補助事業等完了実績報告書（規則様式第 5 号）に規則で定める事業実績書（規則様式第 6 号）、収支決算書（規則様式第 7 号）及びその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 11 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 規則又は要綱の規定に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法が不相当と認めるとき。
- (3) 事業が実施できない、若しくは事業の目的が達成できないとき。
- (4) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（大野市水への恩返し事業補助金交付要綱の廃止）

2 大野市水への恩返し事業補助金交付要綱（平成 30 年告示第 209 号）は、令和 3 年 4 月 1 日から廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内容
旅費	事業の実施に係る旅費及び宿泊費
謝礼金	講師の招へい等に係る謝礼金
消耗品費	事業の実施に係る消耗品の購入経費。ただし、備品の購入に係る経費は対象外とする。
印刷費	チラシ、冊子等のデザイン及び印刷経費
通信運搬費	切手代、郵送料等
使用料及び賃借料	会場使用料や機器賃借料等
その他、市長が認める経費	

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所
(団体名)
申請者氏名
電話番号

大野市健全な水循環事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり、大野市健全な水循環事業を実施したいので、補助金を交付されたく、大野市健全な水循環事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、補助金の交付要件を確認する際に、市税等の納付状況について、市が公募で確認することに同意します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業実施団体の詳細（個人の場合は不要）

1	団体名	
2	代表者名	
3	団体の 設立目的	
4	団体の 設立年月日	年 月 日

3 添付書類

- ① 事業計画書（別紙）
- ② 収支予算書（別紙）
- ③ （団体の場合）団体名簿（別紙）
- ④ （団体の場合）団体の活動内容の分かる書類
- ⑤ その他関係書類

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所
(団体名)
申請者氏名
電話番号

大野市健全な水循環事業補助金変更交付申請書

年度において交付決定を受けた、大野市健全な水循環事業補助金の対象となる事業について、内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更理由

・
・

2 添付書類

- ① 事業計画書（別紙）
- ② 収支予算書（別紙）
- ③ その他変更内容の確認できる書類

様式第 3 号（第 9 条関係）

大野市指令第 号

（団体名）

申請者氏名

年 月 日付けで変更交付申請のあった大野市健全な水循環事業補助金について、大野市健全な水循環事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、大野市指令第 号の決定を変更の上交付する。

年 月 日

大野市長 印

記

- 1 補助対象事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりとする。

当初交付決定額	円
変更交付決定額	円
変更額	円
- 3 大野市補助金等交付規則第 1 2 条及び大野市健全な水循環事業補助金交付要綱第 1 1 条に該当するときには、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに大野市健全な水循環事業補助金完了実績報告書及び請求書に指令書の写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について、市の監査を受けることがある。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)